

平成27年8月31日

住宅都市局長決定

(名称)

第1条 本会は、「六甲・摩耶山あちこち回遊推進委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 神戸市総合交通計画（以下、「計画」という。）を推進するため、六甲・摩耶山のアクセス性・回遊性向上を図るために公共交通を中心とした継続的な取組みをまとめた「実施プログラム」の策定に関して意見交換を行なうことを目的とする。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を扱う。

- (1) 「実施プログラム」の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 委員会の委員は、別紙に示すとおり、住宅都市局長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から一年とする。

(会長の指名等)

第5条 住宅都市局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、委員会の進行をつかさどる。

3 住宅都市局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する者を指名する。

(委員会の開催等)

第6条 委員会は、住宅都市局長が召集する。

2 住宅都市局長は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員会の議決により非公開とすることができる。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行なう場合
- (2) 公開することにより、公平かつ円滑な委員会の進行が損なわれると認められる場合

(委員会の総務)

第8条 委員会の総務は、神戸市住宅都市局計画部公共交通課において行う。

- 2 神戸市産業振興局観光コンベンション部観光コンベンション課は、委員会の庶務を補佐する。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は、住宅都市局計画部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年4月20日から施行する

(施行期日)

この要綱は平成25年4月20日から施行する

(施行期日)

この要綱は平成26年6月24日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成27年8月31日から施行する